

公益社団法人 日本義肢装具士 正会員向け

『義肢装具士賠償責任保険（全員加入）』について

引受代理店：大樹生命保険株式会社

引受損保：三井住友海上火災保険(株)

《契約者》 公益社団法人 日本義肢装具士協会

《被保険者》 正会員全員（会費未納者を除く）

《保険種類》 施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険

次の対象事故により他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、正会員が法律上の損害賠償を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して保険金をお支払いします。

【施設リスク】 正会員の所有、使用または管理する各施設等の管理の不備により発生した偶然の事故

【業務リスク】 正会員の業務活動中のミスにより発生した偶然の事故

【P Lリスク】 正会員の製造・販売した製品や仕事の結果に起因して発生した偶然の事故

〈事故例〉

- ・正会員が義肢装具を対象者へ適合中または採型中に、誤って対象者の身体を傷つけた。または、対象者の所有物を損壊させた。
- ・正会員が協会主催の研修会・講習会・学術大会等や教育・医療・研究機関での活動中にモデルや被験者の身体を傷つけた。または、対象者の所有物を損壊させた。
- ・正会員が製作した義肢・装具を対象者に納品した後に部品接続箇所の不備があり、対象者が転倒、ケガをした。

その他の補償

【人格権侵害】

正会員の不当な行為により正会員が法律上の損害賠償を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

該当する不当な行為とは口頭・文書、映像等による名誉毀損またはプライバシー侵害を言います。

〈事故例〉

- ・患者の個人的プライバシー（身体状況等）に関する文書をうっかり他人へ漏洩してしまった。

《支払限度額》 身体障害・財物損壊共通（人格権侵害も同額）

1 事故につき 1 0 0 万円（免責なし）

保険期間中 1 0 0 万円

《お支払の対象となる保険金種類》

・損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求者に対する遅延賠償金を含みます。）

・損害防止費用

事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用

・権利保全行使費用

発生した事故について他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用

・緊急措置費用

事故発生時の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用

・協力費用

引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、同社へ協力するために要した費用

・争訟費用

損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

・初期対応費用

事故発生時の緊急的対応（事故現場の保存費用、取片付け費用、原因調査費用等）に要した費用

・訴訟対応費用

事故発生時の訴訟費用（訴訟時の書類作成等の費用等）に要した費用

《保険金をお支払いできない主な場合》

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償
- ② 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償
- ③ 戦争、内乱、暴動、労働争議、騒擾に起因する損害賠償
- ④ 地震、噴火、津波または高潮に起因する損害賠償
- ⑤ 自動車または原動機付自転車、航空機、昇降機、施設外における船舶または車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償
- ⑥ 義肢装具士法の規定に違反して行った医療行為に起因する損害

《ご参考》

